

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

5-1. 市全体に関する事項

1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

国、県及び市の指定等文化財においては、所有者や管理者等に対して、文化財保護法、愛知県文化財保護条例、津島市文化財保護条例及び関連法令等に基づき、適切な維持・管理に関する指導・助言等を行っている。

また、指定等の保護措置が執られていない未指定文化財についても、市民にとって大切なものもあり、全体的・網羅的に把握することが重要であると考えられるため、所有者や管理者等との意思を尊重しながら、調査等を通して津島市文化財保護審議会に文化財の価値を判断いただき、さらに必要に応じて指定等といった保護措置を講じ、保存・活用を図る。また、市に所在する未指定を含めた多様な文化財の総合的な保存・活用に向けた「文化財保存活用地域計画」の策定を目指すとともに、国、県及び市指定等文化財については、所有者等に対し、必要に応じて「文化財保存活用計画」を策定するよう指導・助言し、適切な保存・活用に取り組む。

2) 文化財の修理（整備）に関する方針

建造物等の有形の文化財については、経年劣化や風水害の影響などによる毀損と、その劣化の進行により、滅失する危険性が大きいことから、所有者や管理者等による適切な維持管理と日常的な点検により、毀損の早期発見に努めるとともに、所有者や管理者等の意識向上のための適切な指導・助言を行う。

また、修理にあたっては、文化財の持つ価値を損なうことなく適切な保存修理等が施される必要があることから、修理記録を残すよう指導し、過去の改変履歴や調査記録等の活用を図るとともに、学術経験者等の専門家の指導を受けながら、適切な保存修理が行われるよう促す。

指定等文化財の修理にあたっては、文化財保護法や愛知県もしくは津島市の文化財保護条例に基づいて届出等が適切に行われるように指導するとともに、必要に応じて文化庁等に指導を仰ぎながら、所有者・管理者等とともに関係機関や専門家と連携して実施するよう指導・助言する。

未指定文化財の修理にあっても、指定等文化財と同様に、所有者や管理者等と協議しながら文化財が持つ価値を損なうことなく適切な修理が実施されるよう指導・助言する。

市が所有・管理する歴史的建造物については、必要に応じて調査や整備を進めるとともに、周辺の散策路等を整備することなどにより活用しやすい環境を構築することを目指す。

3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、文化財等に関する歴史資料を総合的に展示・収蔵する施設がないため、文化財の保存・活用を行うための施設として旧堀田家住宅などの市が所有する歴史的建造物を活用し、文化財の展示や情報発信を実施する。それにより、市民の文化財への理解と保存や活用に向けた気運の醸成を図る。

4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

個々の文化財に加えて、その周辺環境と一体となって保全に取り組むことで、文化財としての価値を高めることにつながっていく。

良好な町並み景観に向け、道路舗装の整備等、周辺の景観と調和を図るための修景整備の検討を行う。

その際、都市計画法や景観法等の関連法令を考慮するとともに、各種整備事業や建築行為等が実施される際に、文化財や周辺環境との調和の配慮を促すよう取り組む。さらに、文化財周辺の景観を阻害する要素が見られる場合には、所有者や管理者等との相談・協議のうえで改善を講じる。

より多くの人々に興味・関心を持ってもらうため、公共サインのガイドラインの作成を検討し、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の設置を進めるとともに、未指定文化財を含め文化財の情報を広く発信していく。

5) 文化財の防災・防犯に関する方針

文化財は一度失うと元に戻らないものである。そのため、それぞれの文化財の特徴や特質を考慮しながら、火災や地震、風水害等に対する防災対策及び近年多発している窃盗やいたずら等に対する防犯対策を検討しなければならない。

文化財の防災・防犯に対し、日ごろから所有者や管理者等による防災・防犯対策を徹底するとともに、万が一発生した場合に迅速な対応が可能となるよう、連絡体制の確保、防火訓練の実施、避難経路の確認と避難訓練の実施等、日ごろからの備えの充実を図るよう促す。

併せて、文化財の所有者や管理者等に対する防災・防犯面での知識の向上や啓発活動、日ごろの確認や文化財防火デーにおける消防訓練等の実施に、町内会、保存団体や市民団体等と協働で取り組む。

建造物においては、自動火災報知機や消防設備の適切な維持管理を指導・助言し、監視カメラ、警報器等が未設置の場合は設置を促すものとする。

さらに、指定等文化財の被害を見据え、所有者等に文化財の詳細や過去の被害状況を記録し、将来的な復元に資する資料の整備をするよう指導・助言する。

6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

市内文化財の情報発信ができる Web サイト（「デジタル博物館」等）の運用を行うほか、市立図書館等で行われる歴史講座などの文化財に関する各種講座や旧堀田家住

宅における展示・公開の実施とともに、学校等と連携した歴史・文化教育の推進、市民等が実施する勉強会・講演会等への支援を実施している。

今後、市内に所在する文化財について、市内外の方に広く知ってもらうため、上記の事業を継続し、普及・啓発を図る。また、将来の担い手である子供たちに対する支援を検討し、学校等とも連携した歴史学習事業の展開を図る。

より多くの人々に興味・関心を持ってもらうため、公共サインのガイドラインの作成を検討し、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の設置を進めるとともに、未指定文化財を含め文化財の情報を広く発信していく。

7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

埋蔵文化財包蔵地は、その土地の歴史や文化を明らかにしていくうえで不可欠なものであり、本市の埋蔵文化財包蔵地の状況については、一覧を公表し、遺跡保存についての協議や土木工事の際の手続を表示している。

今後とも、上記に継続して取り組み、埋蔵文化財包蔵地における届出等の徹底を図り、文化財担当課の指導及び県や関係機関との連携のもとでの保護を徹底する。

8) 文化財行政の体制と今後の方針

文化財の保存・活用については、教育委員会社会教育課（生涯学習グループ）が主な役割を担い、職員6名（事務6名）の体制で文化財の保存活用に関する業務全般と、文化財の所有者・管理者等に対して文化財の管理・修理についての指導・助言等を行っている。

今後は、歴史的風致維持向上計画の策定を契機として、必要に応じて社会教育課を主としてまちづくりや観光、都市整備など、他の行政分野とも連携し、調整を図りながら文化財の保存・活用に取り組む。

また、文化財行政の諮問機関としては、津島市文化財保護条例に基づき、津島市文化財保護審議会を設置しており、各分野の専門家として6名（建造物、典籍・書籍・古文書、美術・工芸品、考古資料、民俗・無形文化財、記念物の部会を設置し、委員が所属）で構成され、諮問に応じて文化財の保存・活用に関する事項を審議し、答申する役割を担っている。引き続きこの体制を維持し、専門的見地から文化財の保存・活用にも取り組む。

9) 各団体の状況及び今後の体制整備の方針

市内には、歴史に着目し、文化財に関わる活動を展開し、その保存や活用に取り組む団体が存在している。それらの団体の活動に必要な情報提供や広報、人材交流、人材育成等の支援を講じ、それらの団体との協働により、文化財のさらなる保存・活用の促進を図る。

また、祭礼等の伝統文化の担い手である保存会や地域住民組織の後継者育成に関する取組の支援や指導・助言等を行っていく。

表 5-1 津島市の文化財の保存等活動に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
津島山車保存会	駅西地区、神守地区	尾張津島秋まつりの継承等
津島石採祭車保存会	駅西地区	尾張津島秋まつりの継承等
尾張津島天王祭協賛会	神明町 外	尾張津島天王祭の継承、執行、修理等保存
七福神踊り保存会	埋田町	七福神踊の継承等
NPO 法人まちづくり津島	市全域	まちづくりに関する調査研究、情報発信、人材交流及びネットワーク促進
津島市茶華道文化連盟	市全域	茶華道文化の継承等

5-2. 重点区域に関する事項

1) 文化財保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域においては、津島神社本殿や楼門、旧堀田家住宅の重要文化財（建造物）3件、尾張津島天王祭の車楽舟行事の重要無形民俗文化財1件、県指定有形文化財（建造物）2件、県指定天然記念物1件、そのほか市指定有形文化財（建造物）2件、市指定史跡6件、市指定天然記念物3件が存在している等、時代の異なる多数の文化財が集積している。

今後は、総合的な保存・活用に向けた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討し、指定等文化財については、必要に応じて「文化財保存活用計画」を策定し、適切な保存・活用に取り組み、重点区域の指定等文化財を含めた文化財の適切な保存を行う。

加えて、所有者や管理者等の理解のもと、その価値を広く認知してもらい後世に受け継いでいくため、文化財の公開等の活用や情報発信に取り組む。

さらに、重点区域の文化財の現状把握、未指定の文化財について、津島市文化財保護審議会を始め、専門家や研究機関、民間団体等とも連携し、文化財に関して適切な保存・活用を行っていく。そのうえで、その価値が認められたものについては、指定や登録等の保護措置を検討し、保存や活用を図る。

2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

所有者や管理者等とも連携し、経年劣化等による毀損が激しい車楽舟の飾幕や屋形等といった祭礼用具、災害等で毀損が進みやすい旧堀田家住宅、氷室作太夫家住居等、建造物の保存修理の取り組みを順次推進し、文化財の適切な保存が行われるよう促す。

整備に際しては、過去の改変履歴や調査記録等を活用するとともに、文化財保護法や愛知県・津島市文化財保護条例及び関連法令に基づいて実施されるよう指導・助言する。

未指定の文化財は、所有者や管理者等と協議を行い、保存や活用等に係る支援を検討する。

【関連する事業】（番号は第6章に対応）

1-1 歴史的建造物保存・活用事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

3-1 尾張津島天王祭保存・振興事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

3-2 尾張津島秋まつり保存・振興事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

区域内の歴史的風致を学び、体験できる機能を向上するため、津島神社や尾張津島天王祭等の文化財を含む歴史的風致や景観に関する情報発信を強化するとともに、民間による文化財を活用した歴史を感じながら観光・滞在できる施設整備の検討や体験

プログラムの構築等により、来訪者をもてなす環境整備を行う。

また、文化財の説明板等の整備、総合案内板や誘導サイン等の施設による回遊性やガイダンス機能の向上を図る。

【関連する事業】（番号は第6章に対応）

1-1 歴史的建造物保存・活用事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

2-3 歴史文化遺産案内板整備・修繕事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

尾張津島天王祭の宵祭の前夜に行われる稚児打廻しの通るルートにおいては、歴史を体感しながら回遊を促す重要な軸としてふさわしい、良好な町並み景観形成に向け、道路舗装の整備、文化財の説明板等の整備、総合案内板や誘導サイン等、周辺の景観と調和を図るための修景整備を行い、回遊性の向上を図る。

また、活動団体等とも連携しながら、重点区域内の周辺環境の価値を再認識し、回遊行動等へとつなげていくための啓発等の取り組みを検討する。

【関連する事業】（番号は第6章に対応）

2-1 道路整備事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

2-2 天王川公園整備事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

2-3 歴史文化遺産案内板整備・修繕事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重点区域は、海拔が低い地域が多く、海拔や避難場所等の標示板の設置や地域との連携による避難経路の確認と避難訓練の実施に取り組んでおり、引き続き日ごろからの備えの充実を図るよう促す。併せて、日ごろから所有者や管理者等による予防対策を徹底し、火災や盗難等の発生抑制に努める。

歴史的建造物においては、文化財防火デーに行っている防火訓練を引き続き行うとともに、自動火災報知器や消防設備等の防火設備が未設置の場合は設置を促し、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施等の災害対策への指導・助言を行う。

6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内の保存団体といった地域の活動団体と連携し、市内外の人々、将来の担い手である若者や児童・生徒を対象とした学習イベントの実施に取り組む。

重点区域内の文化財や活動団体を結びつける案内パンフレット等の情報発信媒体を作成するとともに、地域の活動団体による歴史的風致、文化財情報の発信への支援、

指導・助言を行いながら、文化財の保存・活用に向けた普及・啓発を図る。

【関連する事業】（番号は第6章に対応）

1-1 歴史的建造物保存・活用事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

3-3 歴史・文化学習事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

3-4 茶の湯文化振興事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

3-5 津島の歴史・文化魅力発信事業

（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））

7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、重点区域内に5箇所存在しており、開発事業等の工事により、貴重な史料が滅失することがないように引き続き、関係機関と連携しながら社会教育課の指導のもと、埋蔵文化財の保護を図る。

8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内には、尾張津島天王祭では、尾張津島天王祭協賛会、尾張津島秋まつりでは、津島山車保存会及び津島石採祭車保存会が各祭の保存・継承等を担っている。

各祭礼の継続が可能となるよう担い手育成を視野に入れた活動団体への支援、指導・助言を引き続き実施する。

表 5-2 重点地域に関わる文化財の保存等活動に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
津島山車保存会	駅西地区、神守地区	尾張津島秋まつりの継承等
津島石採祭車保存会	駅西地区	尾張津島秋まつりの継承等
尾張津島天王祭協賛会	神明町 外	尾張津島天王祭の継承、執行、修理等保存
NPO 法人まちづくり津島	市全域	まちづくりに関する調査研究、情報発信、人材交流及びネットワーク促進
津島市茶華道文化連盟	市全域	茶華道文化の継承等